内閣衆質二〇四第八五号

令和三年四月二日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議員大西健介君提出「フォース・マジュール」に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議

院

議 長

大

島

理

森殿

衆議院議員大西健介君提出「フォース・マジュール」に関する質問に対する答弁書

一について

に、 影響が生じているものと承知している。政府としては、 米国における寒波の影響により、 御指摘の 「フォース・マジュール」を宣言したことに伴い、 同国の一部の石油化学製品メーカーが、 引き続き、 我が国の一部の製造事業者の生産活動に 当該影響について注視してまいりたい。 工場の操業を停止するととも

二及び三について

明書を発行すること」は、 は考えていない。 1 るものであり、 御指摘の 「フォース・マジュール」に係る条項は、 また、 現時点において、政府としては、 独立行政法人日本貿易振興機構が御指摘の 同機構の業務の範囲に含まれていないため、 企業に対する御指摘のような支援を行う必要があると 一般的に、 契約当事者間の個々の契約で定められて 「フォース・マジュ 困難である。] ル事態発生の証